

新たな考案  
取組むべき  
農産物と対応のシステム

(株) グリーンちゅうぞう  
田中 聖隆

(国内産農産物の見直し)

農産物安定基金の廃止について

1 転作対応の農産物地帯において農産物安定基金の廃止は  
地域のD・Fローテーション転作の崩壊につながるおそれ

2 危険がある。所得安定対策の対策体系は良くなる  
としても、それ以外の小規模農家が抱えているのは  
地域の転作システム自体が崩壊する。

3 米価下落は直接、米に関係しない小規模経営にも  
米価下落の大きな影響がある。

4 D・Fローテーションが中心は農産物大規模法人などに  
なるが、金融面以外に冬場の労働管理上、おまけは  
良品質農産物という観点からも大問題である。

農産物安定基金の廃止は ~~危険~~ である  
転作対応システムをめぐり

年 月 日

地域のD・Fローテーション転作を崩壊させる

地域全体、あるいは地域個々の農家は

大ピンチであると思われておられるような仕組みが必要である。

農水省 食料貿易課 福田 謙  
3.10.1-3.12

麦政策検討小委員会「取りまとめ骨子（案）」についてのコメント

立 花 宏

1. 産業政策としての麦政策の最大の眼目は、消費者利益の最大化を目指し、競争力のある国内麦生産の育成と麦加工産業との両立をいかにして図るかにある。望ましい改革の基本方向としては、出来る限り水際での国境措置に依存しない形で、国内措置として必要な対策（直接支払いなど）を講じ、売り渡し価格の引き下げ、内外価格差の縮小を目指すべきではないかと考える。そのための財源として、まずは既存の国・地方の農業予算の組み替えによることが基本と考える。
2. そうした改革の一環として、コメにもない麦の無制限の買入れの規定は、速やかに廃止すべきと考える。改革を遅らせれば遅らせるほど、国際化の中で関係者の取り組みの遅れを招き、現場での摩擦・混乱を惹起することが懸念される。
3. 担い手への対策の絞り込みについて、生産者団体は消極的であるが、営農規模の拡大や、法人化などに向けて一定の猶予措置を設けることは考えられるにせよ、現状のままで希望者全員を直接支払いの対象に含めることは、容易に納税者の納得を得ることは難しいのではないかと考える。
4. 製粉企業の生産合理化などについては、目下、法制審議会で検討中のLLC（有限責任専門会社）を活用することが考えられる。

以 上

麦政策検討小委員会議論取りまとめに当たってのコメント

(株)はくぼく 代表取締役会長

長 澤 利 久

第1 基本的考え方

「麦の位置付けと国の役割」として、国内麦に対する今後の行政の関わり方を明らかにすべき。

国内需要のうち内麦の位置付け（供給率）をどうするのかについて、我が精麦業界としては非常に重要な関心事である。

第2 国内産麦対策の見直し

1. 今後の品目横断的政策の導入に当たっては、大麦の生産が安定的に維持・確保できるような仕組みとすべき。
2. 民間流通のルールも、品目横断的政策の具体的内容を見極めた上で見直す必要がある。
3. 新しい「日本型食生活」の実現を目指すために、国内産麦の振興を図るためにも、大麦その他穀類の需要を掘り起こし、拡大させることが重要である。

また、そのためにも生産者にとってより高収量・高収益の品種の開発や、実需者ニーズにあった高品質麦の開発等が急務であり、開発スピードを上げるべき。

第3 外国産麦の輸入及び売渡し

1. 大麦の売渡価格の「売買逆ざやの解消」について理解するが、急激かつ大幅な変動は各般に及ぼす影響が大きいため配慮願いたい。
2. SBS方式の導入は、大口二次加工ユーザーと一体となった大手製粉の新原料の輸入等、中小製粉や経営基盤の弱い精麦業者にとって影響は大きく、その検討に際しては関係者の意見を十分に聴取すべき。
3. 政府の管理コスト削減は、直接的な政府の負担の軽減ではなく、国民経済的視点に立ったコスト削減とすべき。

第4 麦加工業者の自主的な取組に対して、経営革新支援法の適用をはじめ、新たな諸々の政策的支援をすべき。

## とりまとめ骨子（案）に対するコメント

### ■マークアップの使途、水準に関して

- ・ 現在検討されている品目横断的政策には、直接支払による生産者の経営安定対策の側面と、国際規律に適合する政策の構築という二つの側面がある。米国・EUにおいては同様の政策的要因を踏まえ、財政支出による直接支払を実行している。わが国においても、麦以外の品目を含めた経営安定政策の財源に対しては、麦のマークアップに依存するのではなく、財政負担を基本とすることが適当である。
- ・ 国内産麦を含め、麦の制度をしっかりと支えるためには、マークアップに加え財政負担を求めることが不可欠である。併せて、麦加工産業の国際競争力確保の観点からこのマークアップの水準がどうあるべきか論議されねばならない。この点で、製粉業界はこれまで行政当局に対し「原料小麦の内外価格差の縮小」を重ねて要請してきており、とりまとめの冒頭の「基本的な考え方」に「市場アクセス・国内支持に係る国際規律の強化に対応しうる麦政策」と謳うのであれば、後に続く具体論の中に、「原料小麦の内外価格差の縮小」が書き込まれることを強く要望する。

### ■無制限買入に関して

- ・ 政府による無制限買入について、すでに民間流通麦に100%移行している実態を反映させるべく制度の廃止を検討すべきである。無制限買入の条項の存在は、良品質麦生産への意欲を阻害する要因ともなっている。但し制度廃止の際には生産者の不安を取り除く措置を講ずることも必要である。

### ■国家貿易、備蓄に関して

- ・ 国民の主要食糧である小麦に関し、大宗を外国産小麦に依存している現状では、国家貿易により安定供給が図られる意義は大きい。こうした国家貿易の意義を踏まえ、備蓄制度においても麦の安定供給を旨とすべきであり、官民分担のあり方については、経済的合理性に基づく民間在庫と国民の主要食糧確保の観点に基づく政府備蓄というそれぞれの性格を踏まえ、十分な検討がなされるべきである。

以上

# 麦政策検討小委員会とりまとめ骨子案へのコメント

平成16年11月17日  
 全国農業協同組合中央会  
 専務理事 山田俊男

骨子	コメント
<p>第1                      新たな麦政策の構築に当たった基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦の位置づけ</li> <li>・ 「新たな麦政策大綱」の策定以降の麦施策の推進</li> <li>・ 農政改革に即した新たな麦政策の構築</li> </ul>	<p>自給率向上、農地の有効利用など国産麦の果たす重要な役割をふまえ、可能な限り国産麦の生産振興をはかっていくことへの認識の共有化を前提として、新たな麦政策を構築していく必要がある。</p> <p>新たな麦政策大綱以降、産地として実需者ニーズをふまえた良品質麦づくりに努力し、実需者からも一定の評価を得つつあるが、国際化の進展により、これまで以上の国産麦の競争力が求められるとなると限界があり、よほどの政策の充実が必要である。</p> <p>国際規律に対応した国内政策の転換の必要性については理解できるが、現在企画部会で検討されている品目横断的経営安定対策については、対象となる「担い手」が極めて限定されていることなど、多くの問題を有している。</p> <p>現時点での企画部会での検討内容を前提とした麦作経営安定資金等の麦政策の見直しは、問題である。</p> <p>国産麦の重要な位置づけをふまえ、産地の前向きな努力を促しつつ、これまで以上に国産麦の生産振興をはかる観点にたち、新たな麦政策を構築していくべきである。</p> <p>なお、麦会計の問題については、国が安定供給を基本に国家貿易を行っていること、国内麦の生産振興が重要な政策課題であることをふまえて、一般予算の確保を含め、そのあり方を検討すべきである。</p>

骨子	コメント
<p><b>2 民間流通制度の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行プログラムの明確化、定期的な検証</li> <li>・ 産地改革計画に基づく生産出荷計画の策定、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立等</li> <li>・ 品質評価の方法・基準の適切な見直し</li> </ul>	<p>現在、取引当事者である生産者団体と実需者で構成される「民間流通連絡協議会」において、民間流通制度の見直しにむけて、具体的な協議をすすめていることから、そこでの合意内容に基づき、着実な見直しをはかる必要がある。</p> <p>国際化の進展等に対応し、実需者ニーズをふまえた品質・生産性向上のため、JAグループとして、「麦産地改革全国運動」を組織決定し、水田ビジョンと一体的な取り組みをスタートさせたところであり、国としても産地の主体的な取り組みを支援していく必要がある。</p> <p>契約生産奨励金のランク評価基準の見直しについては、実需者と産地の話し合いと合意にもとづきすすめていく必要がある。</p>
<p><b>3 農産物検査規格の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品位等検査及び成分検査の見直し</li> <li>・ 春まき小麦にかかる検査の運用改善</li> </ul>	<p>品位等検査及び成分検査の見直しについては、検査規格に対する生産者・実需者の意見・ニーズを正確に把握した上で、専門家による技術的観点から、十分な期間を設定し、検討をすすめる必要がある。</p> <p>春まき小麦については、実需者から十分な評価を得ているが、品種特性上の「色目」の関係で、等級落ちしてしまう実態にある。このため、品種特性を加味した見本品を作成するなどの運用改善をはかる必要がある。</p>
<p><b>4 新品種開発・生産対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内産麦の需要拡大のための実需者ニーズに応じた新品種開発</li> <li>・ 良品質生産の担い手の育成、新技術の導入・普及</li> </ul>	<p>新品種の開発は、国産麦の需要拡大のため重要であるが、民間レベルだけでは限界があり、実需者ニーズをふまえた行政・試験研究機関の取り組みに期待するところが大きい。今後、新技術の導入・普及も含め、行政等の取り組みの一層の強化を要望する。</p> <p>良品質生産の担い手の育成については、小委員会において、地域の先進的な多様な担い手による取り組み事例が報告されており、JAグループとしても、地域の実情にあった担い手の育成が重要との認識である。</p> <p>こうした地域の多様な担い手の果たしている役割を十分に評価し、担い手を育成すべきである。</p>



骨子	コメント
<p><b>第3 外国産麦の輸入・売渡</b></p> <p><b>1 国家貿易の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家貿易の必要性和維持</li> </ul> <p><b>2 備蓄制度の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態に必要な数量の見直し、備蓄に関する考え方の整理</li> </ul> <p><b>3 外国産麦の売り渡しの見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国産麦の標準売渡価格の設定の必要性の喪失</li> <li>・標準売渡価格の廃止後の外国産麦の売渡価格</li> <li>・マークアップの用途</li> </ul>	<p>自給率向上など国産麦の位置づけをふまえた麦作振興をはかるためには、麦政策大綱の「内麦優先の原則」を今後とも堅持する必要がある。このため、国産麦の利用との調整をはかった上で、外麦の輸入を確保する観点から、現行の国家貿易を維持する必要がある。</p> <p>また、国民の主要な食料である麦の安定的な輸入の確保、効率的な配船によるコスト低減等の観点からも、国家貿易は維持すべきと考える。</p> <p>国の備蓄については、不足の事態へ対応する観点から、代替輸入に要する期間、過去の取り崩し事例等をふまえ、必要な水準を確保すべきである。</p> <p>外国産麦の標準売渡価格の設定のもとで、外国産麦の価格や為替変動リスクを国が負担することにより、実需者たる製粉企業の安定的な事業運営が確保され、ひいては国産麦の安定的買入れがなされ、国産麦振興がはたされてきたものと考ええる。</p> <p>標準売渡価格の廃止は、こうした外麦の調達にかかる変動リスクを実需者に負担させることになるが、このことは国による国家貿易の意義とも関連しかねず、実需者の実情を十分に斟酌の上、慎重に検討をすすめる必要がある。</p> <p>なお、マークアップについては、小麦粉等にかかる関税措置の代価として、適切な水準を確保すべきである。</p> <p>輸入麦から生じるマークアップについては、国産麦の振興にかかる財源として確保すべきである。</p>
<p><b>第5 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産麦の農業生産における役割と需要面における現状（品質・生産性等）を踏まえた自給率議論の必要性</li> </ul>	<p>自給率向上をはかる上で、国産麦の果たす役割は大きい。このため、現行生産努力目標を基本として、現状の国内生産を維持する観点から、実需者ニーズをふまえた麦の品質・生産性向上にむけた麦産地改革を強力にすすめていく必要がある。</p>

## 取りまとめ骨子案に対するコメント：吉水由美子

### ■ 第1：新たな麦政策の構築に当たっての基本的考え方

- 重要なプレイヤーである国の役割・スタンスを明文化すべき。
  - 個人的な見解としては、食糧難時代においては国が安定供給をする役割を担っていたと思うが、飽食の時代であり多様な選択肢がある現代においては市場原理を導入した上で、国はセーフティネット的役割を担うべきと考える。
- 麦政策の①当面の課題②将来的に目指す方向性を、各々明確に示すべき。
  - ②のために今①をやる必要があるという考え方にしないと、対立しがちな利害関係の調整に終始してしまう。
    - 私が考える①当面の課題は、「市場原理に則った良品質麦の生産と供給→(具体的には)外国産麦と国内産麦の品質差・価格差の縮小」。自給率向上や国際競争力アップは、他の様々な問題がからむので、②将来的な方向性の中で考える。
    - またこれも個人的見解だが当面の課題を解決・達成するために必要な機能として、重要度の高い順に、「実需者/消費者ニーズに合った麦の供給」「生産者の品質向上へのモチベーションアップ」「国内産麦生産者の経営安定」「財源の確保」「実需者/消費者への安定供給(量・価格)」の5点を挙げたい。(次ページのチャートをご参照下さい。)

### ■ 第2：国内産麦対策の見直し

- 民間流通制度が円滑に機能するための仕組みづくりが必要。
  - 民間流通制度は本当の意味で機能するためには、「品質評価基準・農産物検査規格の見直し」「新品種開発・新技術の導入」「担い手の明確化と育成」「生産組織による麦生産の効率化」などが必要と考えられ、これらは積極的に推進すべきと考える。
  - 逆に「政府無制限買入れ」については、民間流通が定着するための経過措置であるという理由、良品質麦生産へのモチベーションアップに必ずしもつながらないという理由で、廃止すべき時期にきていると思う。
  - また「播種前契約」については、「生産者の安心感」のためという論調には市場原理に身を置く者として違和感を覚えるが、生産者が「実需者/消費者ニーズに合った麦の供給」を行うためであれば、存続してもいいと思う。
- 品目横断的政策の導入に伴い、「麦作経営安定資金」「コストプール方式」「標準売渡価格」は廃止の方向で検討。
  - 品目横断的政策は企画部会マターであるため本小委員会では見えずらい側面があるが、(生産者の経営安定と良品質麦生産のモチベーションアップという観点から)推進すべきというメッセージは、本小委員会からも発信したほうがよいと思う。
  - 品目横断的政策を推進するという前提に立つと、財源を(結局は安い外国産麦を高く買わされることで国内産麦の振興費を払っている)実需者/消費者に負担させる「コストプール方式」に求めることや、「麦作経営安定資金」は廃止の方向で検討すべきと考える。
  - では品目横断的政策の財源をどうするのか。消費者負担から納税者負担へのシフト、財政負担が妥当ではないか。
  - また「標準売渡価格」は、麦製品消費の現状を反映しない「家計麦価」を基準にしている点、市場原理を前提とした民間流通制度と理念的に矛盾する点から、廃止すべきと考える。

### ■ 第3：外国産麦の輸入及び売渡し

- 基本的には現行制度を維持・発展させる。
  - 「備蓄水準の適正化」「物流インフラの整備」「管理コストの削減」に向かって努力する。「標準売渡価格」は国内産麦同様、廃止の方向で検討。「国家貿易」も将来的には廃止して民間貿易に切り替えることも考えられるのではないか。

